

ごみの正しい出し方

- ごみは必ず収集日の朝8時30分までに出して下さい。
- 集積所におけるごみの散乱防止をお願いします。(犬・猫・カラス対策として、地域の皆さんの自己管理により維持されています。)
- ごみ袋に入れて口をしぼって出して下さい。
- かん類、びん類、ペットボトルはフタを取り軽くゆすいで透明・半透明袋に入れて出して下さい。(危険ごみも透明・半透明袋でよい)
- 普通サイズごみ袋(800mm×650mm)に入らない物は、粗大ごみとなります。

台風時のごみ収集

- 午前8時現在に暴風警報が発令され路線バスが運休となっている場合、その日のごみ収集は行いません。(ただし、午前9時までに暴風警報が解除された場合には、午前10時から収集を行います。)
- ごみ収集中に暴風警報が発令され路線バスが運休した場合、その時点から収集を中止します。出したごみが収集されていない場合、次の収集日に出して下さい。

お願い

- ◇台風が発生した場合は、村の防災無線にてごみ収集について放送を行いますので、台風情報をこまめに確認し、耳を傾けてくださいますようお願いいたします。
- ◇台風接近時(強風時)にごみを出すのは大変危険です。強風による転倒事故・ごみの飛散による事故の誘発等の恐れがありますので、暴風警報が発令されていない場合でも次の収集日に出すようご協力をお願いします。
- ◇台風により収集が行われなかった場合でも臨時の収集日は設ける事ができません。次回の収集日に出してくださいますようお願い致します。
- ◇台風後はごみの排出が多くなるため、収集が遅れることがあります。

..... ※ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

不法投棄の禁止

家庭ごみ・粗大ごみ・家電製品・建設廃材など不法投棄する人が後を絶ちません。

絶対ダメ! 不法投棄!!

廃棄物の投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰せられます。違反した場合は5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下(法人に対しては3億円以下)の罰金又はこれを併科させられます。



野外焼却(野焼き)の禁止

家庭や事業所から排出される廃棄物をドラム缶、ブロック等で作った囲いや、地面を掘った穴などで焼却すること(野焼き)は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。違反した場合は5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはこれを併科されます。

野焼き行為は、煙、すす、悪臭等により近隣住民に迷惑をかけるばかりでなく、地球温暖化、火災の原因ともなりますので、絶対行わないでください。

廃棄物を焼却するには、処理基準を満たした焼却設備を用いる場合や、枯葉や木の枝等の軽微な物の一部例外しか認められていません。



■不法投棄や野焼きを発見した時は

- ・東村役場(不法投棄・野焼き) 0980-43-2205
- ・北部保健所(不法投棄) 0980-52-2636
- ・消防東分遣所(野焼き) 0980-43-3119
- ・名護警察署(野焼き) 0980-52-0110

もやせるごみ (指定ごみ袋又は透明・半透明袋)

- 普通サイズごみ袋(800mm×650mm)に入らない物は、粗大ごみとなります。
- 一度に出せる量は普通サイズごみ袋(800mm×650mm)5袋までとなります。

●衣類



●紙おむつ



汚物は、取り除くこと

●生ゴミ

貝殻や骨類も生ゴミです。



よく水を切ること!

●くつ



●紙パック



●食品トレイ



●発泡スチロール



●かばん・ランドセル



●食用油



布や紙にしみこませること!

●ポリ容器

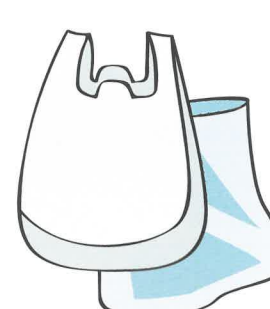


ペットボトルとは違います。

●CD・カセットテープ



●ビニール類



●木の枝・雑草

※長さ50cm以下に切ってしぼって出す。



●ごみは収集日の朝8時30分までに出して下さい。

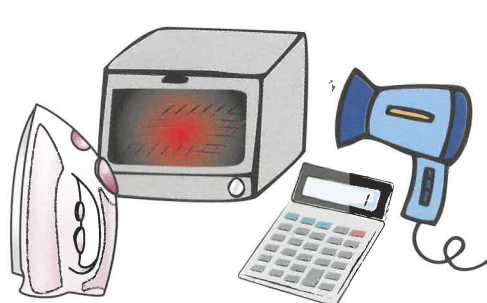
もやせないごみ (指定ごみ袋又は透明・半透明袋)

○普通サイズごみ袋 (800mm×650mm) に入らない物は、粗大ごみとなります。
○一度に出せる量は普通サイズごみ袋 (800mm×650mm) 5袋までとなります。

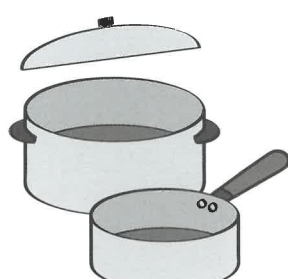
●時計



●小型の電気製品



●なべ



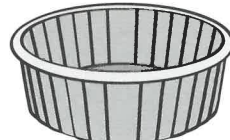
●花びん



●ペンキ缶



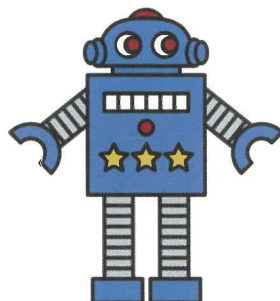
●アルミ皿



●フライパン



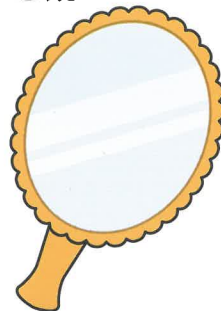
●おもちゃ



●食器



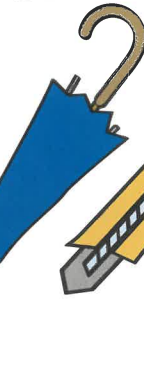
●鏡



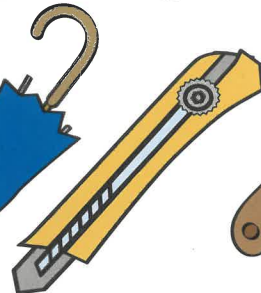
●カミソリ



●かさ



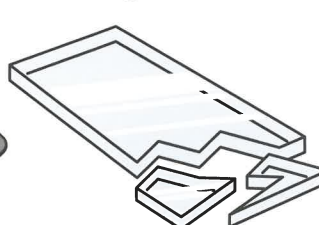
●カッター



●ナイフ



●ガラス



※刃物類及びわれたものは、危ないので紙等で包んで捨てましょう。

●ごみは収集日の朝8時30分までに出して下さい。

資源ごみ (指定ごみ袋又は透明・半透明袋)

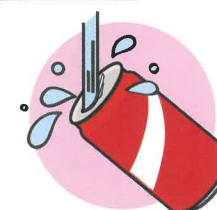
かん類

スプレー缶



カセットコンロのボンベ・殺虫剤・ヘアスプレー等 (必ずガスを抜いて出すこと)

アルミ缶



※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。
※スチール缶・アルミ缶は同じ袋に入れて下さい。

スチール缶



一斗缶・油缶



●中身は取り除き、軽く水洗いして出して下さい。
●空のペンキ缶はもやせないごみに出して下さい。

びん類

泡盛・ビール・一升瓶・化粧品のびん・ジャム・ドリンク・ウイスキー・ワイン



びん類 (飲料用、調味料用)

●せんを取ってびんの中を軽く水洗いして出して下さい。

※注意
せともの・ガラスなどはもやせないごみで出して下さい。

古紙類

※種類別にひもでしばって出して下さい。
(ガムテープは使用できません)

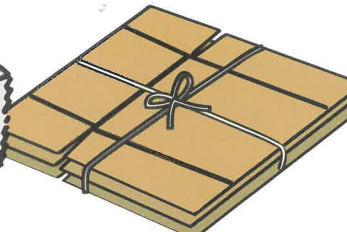
雑誌・本類



新聞・チラシ



ダンボール



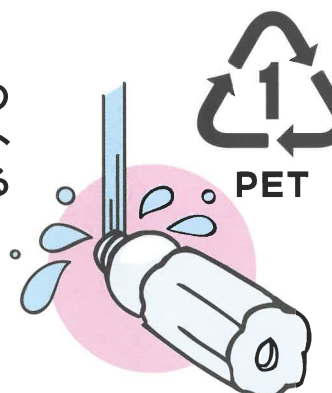
漫画本・週刊誌
文庫本・図書等

(テープ・ホッチキスは除いて下さい)

ペットボトル

ジュース・酒などの飲料や醤油でペットマークがついているものに限りです。

※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。



●キャップを取ってラベルをはがして、ペットボトルの中を軽く水洗いして下さい。
※キャップ・ラベルはもやせるごみへ

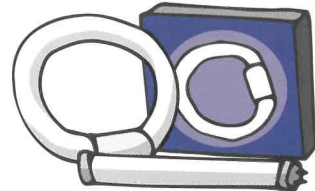
※注意
マヨネーズ・ケチャップ・ソース・シャンプー・リンス・洗剤などの容器はもやせるごみへ出して下さい。

危険ごみ (指定ごみ袋又は透明・半透明袋)

ライター(使い捨て)



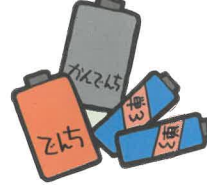
蛍光灯



電球



乾電池



※蛍光灯・電球は割れないようにケース等に入れて出して下さい。

塵芥車において収集しないごみ

- 引越しや家の清掃などに伴う多量ごみ
やんばる環境センター・美化センターへ自己搬入。
- 事業系一般廃棄物
やんばる環境センター・美化センターへ自己搬入。又は村が許可した収集運搬業者へ依頼。
- 海浜清掃等のボランティアごみ
事前に建設環境課へボランティア清掃申請書を提出し、清掃後役場まで自己搬入。

ごみ処理施設に搬入できないごみ

産業廃棄物・適正処理困難一般廃棄物・リサイクル家電4品目・パソコン等

●タイヤ



●消火器



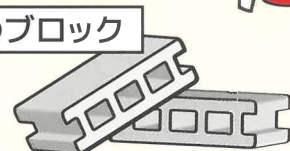
●ピアノ



●オートバイ



●ブロック



●化学薬品



- バッテリー
- 土、石
- 廃油
- 自動車
- ガスボンベ
- かわら、レンガ
- 火薬類
- 建設廃材等

家庭で不要になったパソコン

●パソコン(PC)リサイクル法

資源有効利用促進法により平成15年度10月からメーカーが責任を持って回収・再資源化することになりました。



PCリサイクルマークのついたパソコンなら、メーカーが無償で回収します。PCリサイクルマークがついていないパソコンは有償での回収となります。

- ご購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカーなど)も一緒に回収します。
マニュアル、CD-ROM、FDは含みません。
- プリンター周辺機器、ワープロ専用機PDA(携帯情報端末)は対象となりません。

粗大ごみの処理方法



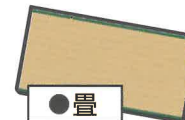
自己搬入



建設環境課で受付、収集・運搬券を購入
1件300円



●ベッド



●畳



●タンス



●ベビーカー



●自転車

- 椅子 ●流し台 ●マッサージチェア ●草刈り機 ●カーペット ●網戸 ●物干し竿等

- ①やんばる美化センターへ自己搬入する。
●東村に現住所があるかの確認を入り口にて行う。
- ②建設環境課へ収集運搬を依頼する。(事業所は除く)
●収集日の**5日前**までに建設環境課にて受付を行い、収集・運搬券を購入して下さい。
・1件につき収集運搬手数料が300円がかかります。
・自宅へ収集に伺います。

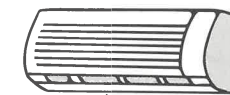
テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの処理方法



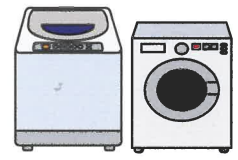
冷蔵庫(冷凍庫)



テレビ



エアコン(窓設置型含む)



洗濯機(衣類乾燥機)

方法①

過去に購入した販売店・買い替えをする販売店にリサイクル料金・運搬費等を支払い引き渡す。

家電小売店

方法②

郵便局で
リサイクル券
を購入



リサイクル券を持って指定取引場所へ自己搬入
※指定取引場所は最終ページ参照

指定取引場所

方法③

リサイクル券を持って、建設環境課にて受付
収集運搬券の購入
1件1,500円(冷蔵庫は250L以上2,000円)



方法① 販売店へ依頼する

方法② 廃家電指定取引場所へ自己搬入する

方法③ 役場へ依頼する(事業所は除く)

※過去に購入した販売店がわからない
自己搬入がむずかしい場合

→ 料金については販売店へ問い合わせ

→ リサイクル券を持って自己搬入

→ 収集日の**5日前**までにリサイクル券を
持って役場建設環境課にて受付。
自宅へ収集に伺います。